



(号外) 独立行政法人 国立印刷局

官報 目次

〔法 律〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報を提供等に関する省令の一部を改正する省令(総務一五)
- 特許法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業一六)

〔告 示〕

- 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(三八)

- 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(三九)

- 浄化槽法の一部を改正する法律(四〇)

〔政 令〕

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(四一)

- 柳田地域振興法(四二)

- 税制調査会令の一部を改正する政令(二八)
- 建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九)
- 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三〇)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(三一)
- 紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示(外務四三)

〔省 令〕

本号で公布された法令のあらまし

◇ 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(法律第二八号)(国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

1 型式証明を受けた者等に関する規定の整備

用者に対する情報の提供

型式証明又は第一二三条の二第一項の承認

を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるものの使用者が第一六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならぬこととした。(第一二三条の三関係)

本邦内に住所を有する型式証明を受けた者等による情報の収集及び報告

型式証明又は第一二三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所(法人にあっては、その主たる事務所)を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該型式証明を受けた設計に係る航空機について、航空事故等その他の航空機が第一二二条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならないこととした。(第一二三条の四関係)

2 耐空證明の有効期間に関する規定の整備

耐空證明の有効期間に関する規制の合理化

の認定を受けた整備規程により整備を

する航空機について、航空運送事業の用に供する航空機と同様に、耐空證明の有効期間を国土交通大臣が定める期間とした。(第一二三条の四関係)

〔二〕 国土交通大臣による航空機の使用者が定める整備規程の認定

耐空證明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができる」とした。(第一二二条の二関係)

〔三〕

〔四〕

〔五〕

〔六〕

〔七〕

〔八〕

〔九〕

〔十〕

〔十一〕

〔十二〕

〔十三〕

〔十四〕

〔十五〕

〔十六〕

〔十七〕

〔十八〕

〔十九〕

〔二十〕

〔二十一〕

〔二十二〕

〔二十三〕

〔二十四〕

〔二十五〕

〔二十六〕

〔二十七〕

〔二十八〕

〔二十九〕

〔三十〕

〔三十一〕

〔三十二〕

〔三十三〕

〔三十四〕

〔三十五〕

〔三十六〕

〔三十七〕

〔三十八〕

〔三十九〕

〔四十〕

〔四十一〕

〔四十二〕

〔四十三〕

〔四十四〕

〔四十五〕

〔四十六〕

〔四十七〕

〔四十八〕

〔四十九〕

〔五十〕

〔五十一〕

〔五十二〕

〔五十三〕

〔五十四〕

〔五十五〕

〔五十六〕

〔五十七〕

〔五十八〕

〔五十九〕

〔六十〕

〔六十一〕

〔六十二〕

〔六十三〕

〔六十四〕

〔六十五〕

〔六十六〕

〔六十七〕

〔六十八〕

〔六十九〕

〔七十〕

〔七十一〕

〔七十二〕

〔七十三〕

〔七十四〕

〔七十五〕

〔七十六〕

〔七十七〕

〔七十八〕

〔七十九〕

〔八十〕

〔八十一〕

〔八十二〕

〔八十三〕

〔八十四〕

〔八十五〕

〔八十六〕

〔八十七〕

〔八十八〕

〔八十九〕

〔九十〕

〔九十一〕

〔九十二〕

〔九十三〕

〔九十四〕

〔九十五〕

〔九十六〕

〔九十七〕

〔九十八〕

〔九十九〕

〔一百〕

〔一百一〕

〔一百二〕

〔一百三〕

〔一百四〕

〔一百五〕

〔一百六〕

〔一百七〕

〔一百八〕

〔一百九〕

〔一百十〕

〔一百十一〕

〔一百十二〕

〔一百十三〕

〔一百十四〕

〔一百十五〕

〔一百十六〕

〔一百十七〕

〔一百十八〕

〔一百十九〕

〔一百二十〕

〔一百二十一〕

〔一百二十二〕

〔一百二十三〕

〔一百二十四〕

〔一百二十五〕

〔一百二十六〕

〔一百二十七〕

〔一百二十八〕

〔一百二十九〕

〔一百三十〕

〔一百三十一〕

〔一百三十二〕

〔一百三十三〕

〔一百三十四〕

〔一百三十五〕

〔一百三十六〕

〔一百三十七〕

〔一百三十八〕

〔一百三十九〕

〔一百四十〕

〔一百四十一〕

〔一百四十二〕

〔一百四十三〕

〔一百四十四〕

〔一百四十五〕

〔一百四十六〕

〔一百四十七〕

〔一百四十八〕

〔一百四十九〕

〔一百五十〕

〔一百五十一〕

〔一百五十二〕

〔一百五十三〕

〔一百五十四〕

〔一百五十五〕

〔一百五十六〕

〔一百五十七〕

〔一百五十八〕

〔一百五十九〕

〔一百六十〕

〔一百六十一〕

〔一百六十二〕

〔一百六十三〕

〔一百六十四〕

〔一百六十五〕

〔一百六十六〕

〔一百六十七〕

〔一百六十八〕

〔一百六十九〕

〔一百七十〕

〔一百七十一〕

〔一百七十二〕

〔一百七十三〕

〔一百七十四〕

〔一百七十五〕

〔一百七十六〕

〔一百七十七〕

〔一百七十八〕

〔一百七十九〕

〔一百八十〕

〔一百八十一〕

〔一百八十二〕

〔一百八十三〕

〔一百八十四〕

〔一百八十五〕

〔一百八十六〕

〔一百八十七〕

〔一百八十八〕

〔一百八十九〕

〔一百二十〕

〔一百二十一〕

〔一百二十二〕

〔一百二十三〕

〔一百二十四〕

政令第三十一号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。
三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
第一条第一項第三十二号中(183)を(184)とし、(185)から(182)までを(183)までとし、(185)の次に次のように加える。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令を「」に公布する。

御名 御璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（製剤）の下に「ただし、二（ジメチルアミノ）エチル・メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十二号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匡
内閣総理大臣 安倍晋三

(96) 四一（二・二・ジシアノエテンー・イル）フェニル＝・四・五・トリクロロベンゼン
一ースルホナート及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

四十二の二 ジデシル（ジメチル）アンモニウム・クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジ

デシル（ジメチル）アンモニウム・クロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十号の六までを「」号ずつ繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二（ジメチルアミノ）エチル・メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号の二の次に次の一号を加える。

五十の三 二（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二（ジメチルアミノ）エタノール三・一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第六十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、水酸化リチウム・水和物〇・三%以下を含有するものを除く。」を加える。

第二条第一項中第七十四号の六を第七十四号の七とし、第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十一号の三を第九十一号の四とし、第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一・一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 ヘブタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘブタン酸一・一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十五号の次に次の一号を加える。
九十五の二 ベンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ベンタン酸一・一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号の次に次の一号を加える。

九十六の二 ベンゼン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゼン酸一・一%以下を含有するものを除く。

附 則

(経過措置)
この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十二号の六、第三十九号の二、